



2024年6月19日

各 位

会 社 名 株式会社ツガミ
代表者名 代表取締役 管理部門担当 米山 賢司
(コード番号 6101 東京証券取引所プライム市場)
問合せ先 統括役員 管理部門統括 結城 裕之
(TEL : 03-3808-1711)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年6月19日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年7月12日
(2) 処分する株式の種類 および数	当社普通株式 427,900株
(3) 処分価額	1株につき1,569円
(4) 処分総額	671,375,100円
(5) 処分予定先	当社の取締役(※1) 4名 186,500株 当社の執行役員 15名 168,400株 当社の使用人(※2) 7名 73,000株 ※1 監査等委員である取締役および社外取締役を除く。 ※2 当社の執行役員に準ずる使用人に限る。
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、2021年6月16日開催の当社第118期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること、ならびに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額80百万円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は150,000株を上限とすること、および譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位からも退任または退職する日までの期間とすること等につき、ご承認をいただいております。また、2024年6月19日開催の当社第121期定時株主総会において、対象取締役に対し、付与済みの株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権（以下、「ストックオプション」という。）のうち未行使分を譲渡制限付

株式へ移行する措置（以下、「本移行措置」という。）の実施にあたり、当社第 122 期事業年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）（以下、「本事業年度」という。）に限り、本制度にかかる取締役の報酬枠とは別枠として、既にストックオプションの割当てを受け、現在未行使のストックオプションを保有する者のうち、当社第 121 期定時株主総会において再任または新任された当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）として在任する者に対する譲渡制限付株式の割当てを行うための報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額 334 百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、処分する株式数を 167,000 株以内として設定すること等につき、ご承認いただいております。

本日、当社取締役会の決議および当社代表取締役 3 名の決定により、割当予定先のうち、対象取締役 4 名、執行役員 9 名およびこれに準ずる使用人 7 名（以下、総称して「割当対象者Ⅰ」という。）について、本移行措置にかかる譲渡制限付株式報酬（以下、「本移行措置にかかる譲渡制限付株式報酬分」という。）として、ならびに対象取締役 4 名および執行役員 15 名（以下、「割当対象者Ⅱ」といい、割当対象者Ⅰと併せて「割当対象者」という。）について、第 121 期定時株主総会から 2025 年 6 月開催予定の当社第 122 期定時株主総会までの期間にかかる本年の譲渡制限付株式報酬（以下、「本年譲渡制限付株式報酬分」という。）として、金銭報酬債権合計 671,375,100 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 427,900 株を割り当てることといたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2024 年 7 月 12 日から割当対象者が当社の取締役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位からも退任または退職する日（ただし、当該退任または退職の日が 2025 年 6 月 30 日以前の日である場合には、2025 年 7 月 1 日）までの期間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

I. 本移行措置にかかる譲渡制限付株式報酬分

当社は、割当対象者Ⅰが、当社の取締役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任または退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

II. 本年譲渡制限付株式報酬分

当社は、割当対象者Ⅱが、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任または退職の時点をもって、

当然に無償で取得するものいたします。

また、上記ⅠおよびⅡの本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

③ 譲渡制限の解除

Ⅰ. 本移行措置にかかる譲渡制限付株式報酬分

当社は、期間満了時点をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅰが、当社取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、本割当株式の全部につき、当該退任または退職の直後の時点をもって、これにかかる譲渡制限を解除するものいたします。

Ⅱ. 本年譲渡制限付株式報酬分

当社は、割当対象者Ⅱが、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者Ⅱが、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、2024年7月から割当対象者Ⅱが当社の取締役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位からも退任または退職した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任または退職の直後の時点をもって、これにかかる譲渡制限を解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

Ⅰ. 本移行措置にかかる譲渡制限付株式報酬分

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者Ⅰが当社の取締役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位からも退任または退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これにかかる譲渡制限を解除するものいたします。

します。

II. 本年譲渡制限付株式報酬分

当社は、組織再編等承認時に、当該組織再編等に伴い割当対象者Ⅱが当社の取締役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位からも退任または退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、2024年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者Ⅱが保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これにかかる譲渡制限を解除するものいたします。

また、上記ⅠおよびⅡの組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2024年6月18日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,569円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上